**年少者就労届及び承諾書**

株式会社　植村組　殿

令和 　　 年 　　 月 　　 日

会　 社 　名

印

電　　　　話（ 　　　 ） 　 －

貴社の工事を施工するにあたり、下記の者は年少者（満１８才未満）ですが、当社の責任において就労させますのでお届けします。なお、危険有害業務には就労させません。

記

就 業 者

氏 名

生 年 月 日 平成 年 月 日 （ 歳）

上記の未成年者に関し、労働基準法・年少者労働基準規則就業規則を遵守させ、当該作業所に就労

させる事を承諾します。

令和 年 月 日

親 権 者

氏 名 印

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 就　　業　　禁　　止　　の　　業　　務　　内　　容 |
| 足 場  ・  高  所 | 足場の組立・解体、変更の作業（但し、地上又は床上の補助作業を除く） |
| 高さ５ｍ以上の墜落危険個所での作業 |
| 重  機  ・  車  両  の  運  転 | 作業用エレベーター（人荷共）の運転（積載能力２トン以上、高さ１５ｍ以上のもの） |
| 起重機の運転 |
| 動力巻上機・運搬機・索動の運転 |
| 起重機の玉掛け（但し、補助作業を除く） |
| 動力による建設用機械類の運転 |
| 動力軌条車、バス、２トン以上のトラックの運転 |
| 電  気 | 直流７５０Ｖ交流３００Ｖをこえる電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理、操作 |
| 掘  削 | 土砂崩壊危険個所での作業又は深さ５ｍ以上の地山における業務 |
| 機  械  類 | 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力装置の掃除､給油､検査､修理又はベルトの掛替え |
| 直径２５cm以上の丸のこ盤又はのこ刃の直径７５cm以上の帯のこ盤に木材を供給する業務 |
| 手押かんな盤又は単軸面取り盤の取扱い |
| 岩石又は鉱物の破砕機への材料送給業務 |
| 軌道車両の入換、連結、解放 |
| 軌道内で見通距離４００ｍ以内の坑内又は車両の通行ひんぱんな場所での単独業務 |
| そ  の  他 | 異常気圧下での業務 |
| ボイラーの取扱い、溶接 |
| 火薬類の取扱い（爆発のおそれあるもの） |
| 危険物の取扱い（爆発、発火、引火、のおそれのあるもの） |
| 土石等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所での業務 |
| 強烈騒音を発する場所での業務 |
| さく岩機、びょう打機等の使用によって身体に著しい振動を受ける業務 |

**※年少者労働基準規則**

**※ 重量物を取扱う業務（年少規第７条）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年 齢 及 び 性 | | 重　　量 （単位ｋｇ） | |
| 断続作業の場合 | 継続作業の場合 |
| 満16歳未満 | 女 | １２ | ８ |
| 男 | １５ | １０ |
| 満16歳以上  満18歳未満 | 女 | ２５ | １５ |
| 男 | ３０ | ２０ |